

省エネ法届出についての重要なお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 75 条第 1 項前段又は法第 75 条の 2 第 1 項前段の規定による届出に於ける指標、及び評価方法が改正され、平成 26 年 3 月 31 日を以て非住宅建築物の平成 11 年基準（CEC 計算、ポイント法、簡易なポイント法）による評価は大規模改修を除き廃止となり、平成 25 年度基準（一次エネルギー消費量）による評価へ完全移行されました。

今年以下項目について経過期間の終了が近づいております。

- 【住宅 外皮】 廃止：平成 25 年 10 月 1 日 経過措置期間：平成 27 年 3 月 31 日迄
熱損失係数+夏期日射取得係数、年間暖冷房負荷、仕様基準
- 【住宅 共用部の設備】 廃止：平成 25 年 10 月 1 日 経過措置期間：平成 27 年 3 月 31 日迄
CEC 計算、ポイント法
- 【非住宅 外皮】 廃止：平成 26 年 4 月 1 日 経過措置期間：平成 27 年 3 月 31 日迄
PAL 計算

手元にある未提出の届出書が上記計算方法を用いている場合、経過期間以降の届出は受理されませんのでご注意ください。尚、その際における再計算には費用・時間が別途かかりますのでご了承ください。

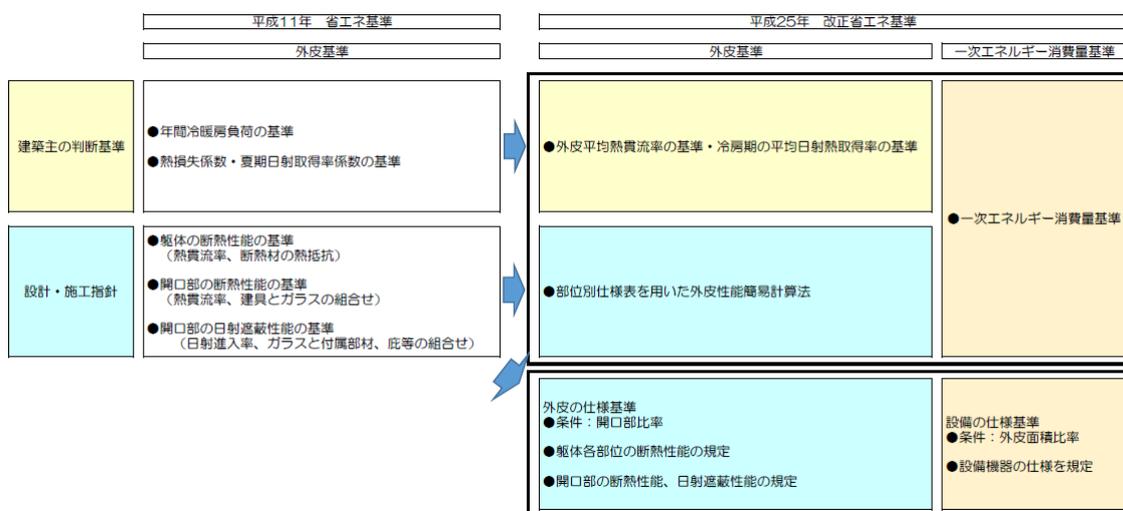


表. 省エネ基準改正の概要

1. 評価方法（外皮の基準）について

住宅は「建築主の判断基準（性能規定）」、「設計・施工指針（仕様規定）」の2種類を用いて評価を行ってきましたが、今回の改正は性能規定及び仕様規定の評価方法の変更となります。

2. 評価住戸数及び一次エネルギー消費量について

外皮の計算については、従来の考え方では負荷が大きいと考えられる住戸の評価のみでの届出が可能でした。しかし、この度改正された一次エネルギー消費量では、共用部以外に各住戸を含め、住棟全体のエネルギー消費量として算出する必要があります。一次エネルギー消費量算出のためには原則として全住戸の負荷の算出が必要となるため、従来と比べても計算にかかる時間が必要とされます。

※但し、行政の見解によっては省略できる可能性もあります。

3. 算出結果について

平成 25 年度の基準は平成 11 年度基準（等級 4 相当）で設定され、やや厳しい設計条件となっているため、省エネ基準値に適合可能性があります。

現在は提出先によっては平成 4 年度基準（等級 3 相当）で受理されているケースがありますが、改正による計算結果が等級 3 相当であった場合の対応は不明であり、受理されないケースも考えられます。その際には行政との協議が必要となる可能性があります。

4. 国が提供している一次エネルギー量計算支援プログラムについて

計算支援プログラムは弊社開発プログラムではありません。したがって、当該プログラムに起因する計算結果および動作の不具合に対し、弊社では対処出来ません。

当該プログラムの不具合発生時には、お約束した納期に間に合わなくなる事があります。また、不具合発生前後の計算結果に違いが出る場合があります。

5. 設計図面について

作業着手にあたって、お客様からご提供いただく設計図面などは、意匠図、機械設備図、電灯設備図など各図面が相互に整合がとれており、設計が完了したものが必要となります。

又、従前の計算方法と比べ、変更時に必要となる追加作業時間が格段に多くなります。従前では受容出来た軽微と考えられる変更でも、内容によっては、初めから作業を進めることとなります。したがって、作業着手後の設計変更があると、納期は延伸され、追加費用が発生します。

6. 設計スケジュールについて

前記の通り、従前の計算・評価方法と比較し、多量の作業時間を必要とします。また、作業着手後に変更が発生しない整合が取れている設計図面が必要となりますので、作業着手の時期はその分遅れが生じると考えられます。さらに、予期せぬ設計変更、思わしくない計算結果となった場合などの検討・再計算による遅延も考えられます。お客様においては、これらを考慮した、設計スケジュールとする必要があります。

株式会社 ティーディーシー